慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾経済学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.5 (1963. 5) ,p.463(87)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630501-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『現代帝国主義の理論と構造』

（井汲・今井・宇高・江口・吉村編）
（『現代帝国主義講座』第Ⅰ巻

戦後世界資本主義が激しい変貌をとげたということは言うまでもない。それをどのように理論的に把握するかは、現在の経済学の主要課題の一つを形成していることも事実である。スターリン論文が、戦後資本主義をレーニンの『帝国主義論』、とくに資本主義の停滞と腐朽化の理論をもって、全般的危機の第二段階にある、まさに没落過程をたどるものとして規定した。しかるに資本主義世界体制はその後いわゆる「高度成長」の過程をたどっているわけで、スターリン命題をそのままうけいれ難い事情にある。現在までそれらの問題をめぐって、「現代資本主義論」そしてまた今日「国家独占資本主義論」が脚光を浴びるに至っている。とくに現代帝国主義をどう把握するかは、レーニンの不滅の業績である『帝国主義論』を現代的視角からとらえなおすという問題にも連なっている訳である。本講座はかかる今日の理論的要求をみたすべく意図されたのである。

その第一巻である本書は六つの章（論文）からなっている。第一章、レーニン『帝国主義論』の現代的意義（宇高基輔氏）は、レーニンの著書が現代資本主義分析にあくまで基本的分析視角を提供しているという点を論じ、第二章、帝国主義論と全般的危機論（吉村正晴氏）は、現代資本主義の解明が一般理論としての帝国主義論と、特殊理論としての全般的危機論の必要を論じ、第三章、転形期における現代資本主義（杉田正夫氏）は、労働者階級の地位の変化に注目して、現代帝国主義の政治過程、体制運動の理論を展開し、第四章、国家独占資本主義の歴史過程（今井則義氏）は「生産関係論」の史的な側面からの論証を意図し、第五章、現代世界経済と国家独占資本主義（富塚文太郎氏）は現代世界経済を国家独占資本主義として把握し、とくに戦後過程に注目し、第六章、現代世界帝国主義の構造と特質（片山謙二氏）は国際経済関係に着目、ＥＥＣにいたる経済共同体問題を論じている。

紙幅の関係上、個々の論文についてのコメントは省略せざるをえなかったが、本巻のもつ一般的特質に最後にふれておきたい。編集者が、刊行のことばにおいて述べているように、本講座は理論的に統一されたものを求めて意図されたものではなく、現在の理論状況をそのまま反映して編集されている。周知のとおり、国家独占資本主義をめぐっては二つないし三つの見解がわかれ論戦をくりひろげている最中である。それはまたそれぞれの政治的立場をもち対立を一層激しくしている。それらに本書が一定の解答を与えることは当初からなしがたいことであるが、同じマルクス経済学の分野で、かくもことなった見解が行われていることは好ましいこととはいえない。現状においてレーニンにまで遡ることは、諸論議がその出発点を確認することで共通な方法意識に達しうるとの努力の現われであるかもしれない。しかしともかく現代資本主義が独占資本主義であることをさらに強く認識し、独占資本の内的運動法則、再生産構造の解明という点に徹底する必要があるのではなかろうか。それが単に事実の因果関係の追求という俗流的方法を脱却し、経済学の真の方法にたちかえる唯一の道なのではなかろうか。われわれの現代資本主義研究はかかる意味で、現実をするどく分析するとともにつねにレーニンに、マルクスにたちかえり反省しなければならないといえよう。（日本評論新社・一九六三年一月刊・A5・三三二頁・六五〇円）

—飯田裕康—

＊　＊　＊

◇慶應義塾経済学会会則

第一条　本会は慶應義塾経済学会（The Keio Economic Society）と称する。

第二条　本会は経済学の研究及びその奨励、並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第三条　本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
一　研究会の開催
二　機関誌「三田学会雑誌」及びその他研究成果の刊行
三　講演会、資料展覧会の開催
四　他の学会及び諸団体との連絡
五　その他本会の目的を達成するため適当と認める事業

第四条　本会は慶應義塾大学経済学部及び商学部所属専任者のうち経済学を専攻する者を以て組織する。

第五条　本会に左の役員を置く。
一　会長　一名
二　顧問　若干名
三　委員　若干名
四　監事　二名

第六条　会長は慶應義塾大学経済学部長とする。顧問は会長が依嘱する。委員及び監事は総会に於て会員の互選によって定める。

第七条　会長は本会を代表し会務を総理する。顧問は会長の諮問に応ずる。委員は委員会を組織し会務を執行する。監事は会計を監査する。

第八条　委員及び監事の任期は二年とする。但し再選を妨げない。

第九条　会長は年一回総会を招集する。但し必要に応じ臨時総会を招集することができる。

第十条　会員は機関誌「三田学会雑誌」及び其の他本会刊行物の配布を受けることができる。

第十一条　本会の経費は賛助金、補助金及び其の他の収入を以て之に充てる。

第十二条　本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第十三条　本会会則の変更は総会の決議による。

第十四条　本会の事務所は慶應義塾経済学部研究室内に置く。

経済学会委員（昭和三十八・四改選）

小池徳太郎，山本登　福岡正夫
安川正彬　村井俊雄　飯田鼎
井村喜代子　寺尾誠　持丸悦朗
野地洋行　田中明
監事　高木寿一　千種義人